

芸能人の労働者性

佐藤 大和

(レイ法律事務所)

ここ数年、公正取引委員会が指摘するなど、芸能人の権利に対する問題意識は高まっているが、日本の芸能人の多くは、個人事業主として、芸能事務所と専属マネジメント契約を締結している。そのため、契約形式上、業務委託契約となっており、芸能人は「労働者」ではないということになるが、裁判において、芸能人の労働者性（専属マネジメント契約の法的性質）が争われ、①委任契約のほか、雇用又は請負契約としての性質が混合した無名契約とする裁判例、②委任又は準委任契約類似の契約とする裁判例、③労働契約（雇用契約）とする裁判例と主に3通りの判断がなされており、特に労働契約と判断する裁判例が多い。芸能人と一概にいてもその範囲は非常に広いが、芸能人の活動実態及び専属マネジメント契約の具体的内容からは、指揮命令関係及び使用従属関係は強いことが

多く、労働者性が認められることが少なくないと考えられる。しかしながら、芸能事務所は、芸能人の活動実態を無視し、芸能人を労働者として認めていないことから労働法令の適用を前提とした取扱いをしていない。また、芸能人は種々の権利を生み出し、その心身にとって有害又は危険な活動も多いにもかかわらず、現状の法律では、その十分な保護が出来ていない。近年、芸能活動に起因して自死する者も増えているなか、今後、芸能人の法的地位を確立し、法的に保護するために、早急な法的整備が求められている。

さとう・やまと レイ法律事務所代表弁護士。最近の主な論文に「来場または観覧を伴う会場や店舗におけるコロナ対応」商事法務（2020年）。芸能人・アーティストの法的地位及び権利専攻。